

建築物環境衛生管理基準

	項目	基準	頻度等	備考	
空気環境の管理	空気環境測定	浮遊粉じん	0.15mg/m ³ 以下	2箇月以内ごとに1回	※1
		一酸化炭素	10ppm以下 (外気が10ppmを超える場合は20ppm以下)	2箇月以内ごとに1回	
		二酸化炭素	1000ppm以下	2箇月以内ごとに1回	
		温度	17°C以上28°C以下 (冷房時は外気と差を著しくしない)	2箇月以内ごとに1回	
		相対湿度	40%以上70%以下	2箇月以内ごとに1回	
		気流	0.5m/秒以下	2箇月以内ごとに1回	
		ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下	新築・増築、大規模修繕・模様替を完了し、使用開始した時点から直近の6/1から9/30の間に1	
	点検等	冷却塔及び冷却水	汚れの状況を点検、必要に応じ、清掃及び換水等	-	※2
		加湿装置	汚れの状況を点検、必要に応じ、清掃等	-	
		空調設備内に設けられた排水受け	汚れ及び閉塞の状況を点検、必要に応じ清掃等	-	
清掃		冷却塔、冷却水管及び加湿装置	-		
冷却塔及び加湿装置に供給する水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合していること					
水質検査 飲料水の管理	10項目 省略不可	一般細菌	1mL中100以下	6箇月以内ごとに1回 (省略可項目は水質基準に適合した場合、次の1回を省略可能)	※3
		大腸菌	検出されないこと		
		硝酸態及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		
		塩化物イオン	200mg/L以下		
		有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下		
		pH値	5.8以上8.6以下		
		味	異常でないこと		
		臭気	異常でないこと		
		色度	5度以下		
		濁度	2度以下		
	5項目 省略可	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		
		亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下		
		鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		
		銅及びその化合物	1.0mg/L以下		
		蒸発残留物	500mg/L以下		
	消毒副生成物	シアン化物イオン及びシアン	0.01mg/L以下	6/1から9/30の間に1回	
		塩素酸	0.6mg/L以下		
		クロロ酢酸	0.02mg/L以下		
		クロロホルム	0.06mg/L以下		
		ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下		
ジブロモクロロメタン		0.1mg/L以下			
臭素酸		0.01mg/L以下			
総トリハロメタン		0.1mg/L以下			
トリクロロ酢酸		0.2mg/L以下			
プロモジクロロメタン		0.03mg/L以下			
プロモホルム	0.09mg/L以下				

		ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		
		水質基準省令の表上欄の全項目	別紙	給水を開始する前	
	有機化学物質7項目	四塩化炭素	0.002mg/L以下	3年以内ごとに1回	※4
		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		
		ジクロロメタン	0.02mg/L以下		
		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		
		トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		
		ベンゼン	0.01mg/L以下		
		フェノール類	0.005mg/L以下		
		遊離残留塩素の検査	(平常時) 遊離残留塩素0.1ppm以上 結合残留塩素0.4ppm以上 (緊急時) 遊離残留塩素0.2ppm以上 結合残留塩素1.5ppm以上	7日以内ごとに1回	
		貯水槽の清掃	—	1年以内ごとに1回	
雑用水の管理	水質検査	遊離残留塩素の検査	(平常時) 遊離残留塩素0.1ppm以上 結合残留塩素0.4ppm以上 (緊急時) 遊離残留塩素0.2ppm以上 結合残留塩素1.5ppm以上	7日以内ごとに1回	※5
		pH値	5.8以上8.6以下		
		臭気	異常でないこと		
		外観	ほとんど無色透明であること		
		大腸菌	検出されないこと	2箇月以内ごとに1回	
		濁度	2度以下		
排水の管理	清掃	雑排水槽、汚水槽、排水管、阻集器	—	6箇月以内ごとに1回	
	清掃	大掃除(日常行う清掃のほか)	—	6箇月以内ごとに1回	
ねずみ等の防除		発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について調査及び必要な措置	—	6箇月以内ごとに1回(食料を扱う区域、排水槽、廃棄物保管設備周辺等は2箇月以内ごとに1	

※1 空気調和設備又は機械換気設備を設けている場合に適用

※2 空気調和設備を設けている場合に適用

※3 水道水を水源として貯水槽を設けて供給する場合及び地下水その他の水道水以外の水を供給する場合に適用

※4 地下水その他の水道水以外の水を供給する場合のみ適用

※5 散水、修景、清掃、水洗便所の用に供する水に雨水、下水処理等、水道水以外の水を用いる場合に適用(ただし、水洗便所の用に供する水は濁度を適用せず)